

議員発案第 2 号

加茂市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5年 3月20日

提出者	加茂市議会議員	森	友和
賛成者	同	大橋	一久
	同	森山	一理
	同	山田	義栄
	同	中野	元栄
	同	安武	秀敏

令和 5年 3月20日

加茂市議会議長 滝沢 茂秋

原案可決

加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 加茂市議会委員会条例（平成3年6月13日条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも1つの常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会厚生常任委員会 6人</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>長寿あんしん課の所管に属する事項</u></p> <p>カ (略)</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも1つの常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会厚生常任委員会 6人</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>加茂市介護・看護支援センターの所管に属する事項</u></p> <p>カ (略)</p>

第2条 加茂市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員会定数及びその所管）</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 <u>8</u>人</p> <p>ア 市歳入に関する事項</p> <p>イ 予算の総合調整に関する事項</p> <p>ウ 総務課の所管に属する事項</p> <p>エ 財政課の所管に属する事項</p> <p>オ 税務課の所管に属する事項</p> <p>カ 会計課の所管に属する事項</p> <p>キ 議会事務局の所管に属する事項</p>	<p>（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員会定数及びその所管）</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 <u>6</u>人</p> <p>ア 市歳入に関する事項</p> <p>イ 予算の総合調整に関する事項</p> <p>ウ 総務課の所管に属する事項</p> <p>エ 財政課の所管に属する事項</p> <p>オ 税務課の所管に属する事項</p> <p>カ 会計課の所管に属する事項</p> <p>キ 議会事務局の所管に属する事項</p>

改正後	改正前
<p>ク 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>ケ 監査委員の所管に属する事項</p> <p>コ 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>サ 他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 産業民生常任委員会 7人</p> <p>ア 農林課の所管に属する事項</p> <p>イ 商工観光課の所管に属する事項</p> <p><u>ウ 市民課の所管に属する事項</u></p> <p><u>エ 環境課の所管に属する事項</u></p> <p><u>オ こども未来課の所管に属する事項</u></p> <p><u>カ 健康福祉課の所管に属する事項</u></p> <p><u>キ 建設課の所管に属する事項</u></p> <p><u>ク 上下水道課の所管に属する事項</u></p> <p><u>ケ 長寿あんしん課の所管に属する事項</u></p> <p><u>コ 福祉事務所の所管に属する事項</u></p> <p><u>サ 農業委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(3) 削除</p>	<p>ク 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>ケ 監査委員の所管に属する事項</p> <p>コ 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>サ 他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 産業建設常任委員会 6人</p> <p>ア 農林課の所管に属する事項</p> <p>イ 商工観光課の所管に属する事項</p> <p><u>ウ 環境課の所管に属する事項のうち上水道に関する事項</u></p> <p><u>エ 建設課の所管に属する事項</u></p> <p><u>オ 上下水道課の所管に属する事項</u></p> <p><u>カ 農業委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(3) <u>社会厚生常任委員会 6人</u></p> <p><u>ア 市民課の所管に属する事項</u></p> <p><u>イ 環境課の所管に属する事項（ただし、上水道に関する事項を除く。）</u></p> <p><u>ウ こども未来課の所管に属する事項</u></p> <p><u>エ 健康福祉課の所管に属する事項</u></p> <p><u>オ 長寿あんしん課の所管に属する事項</u></p> <p><u>カ 福祉事務所の所管に属する事項</u></p>

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。